

第38号議案

蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成29年6月9日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

蒲郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蒲郡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知)」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。